

平成 30 年度低炭素社会実現のための都市間連携事業
委託業務公募要領

平成 30 年 2 月
環境省 地球環境局

1 事業の目的

平成 27 年 12 月にフランスの・パリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）には全ての国が参加し、2020 年以降の公平で実効的な気候変動対策の法的な枠組であるパリ協定が採択されました。パリ協定では、地球の気温上昇を産業革命前に比べて 2℃よりも十分低く抑え、さらには 1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが掲げられ、脱炭素に向けた取組の促進が求められています。また COP21 では、都市を含む非国家主体の行動を認知すること、そして全ての非政府主体（都市その他地方公共団体等）の努力を歓迎し、そのスケールアップを招請することが決定されました。

都市は社会経済の発展を支える活動の場であり、多くの人が居住しています。世界の全土地面積の 2%を占める都市部に、世界人口の約半数が居住し、その割合は 2050 年までの 70%にまで増加すると予想されています。また 2006 年時点で世界の CO2 排出量の 70%以上が都市から排出されていると推定されており、都市部が気候変動の緩和に果たす役割は大きく、都市部における気候変動対策の着実な実施、温室効果ガス排出量の削減がパリ協定の目標の達成においてのために重要となっています。

本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、低炭素社会形成に関する経験やノウハウ等を有する日本の都市とともに、海外都市における低炭素社会形成への取組を効果的・効率的に支援するために必要な調査事業を公募します。

2 公募対象事業

(1) 公募対象分野

公募の対象となる事業は、都市間連携に基づき低炭素社会形成のためのノウハウや経験を有する日本の自治体が参加し、調査対象となる国・地域の都市に向けて制度基盤構築支援や、優れた低炭素技術の導入の可能性調査、現地職員の能力開発支援等を現地の実情に応じて実施することにより、低炭素化社会形成を促進する事業を対象とします。このため、効果的な低炭素化の実現に向けて、日本の都市が本事業で果たす役割や達成目標を明確に設定することを必要とします。また、低炭素技術の導入可能性調査を実施する上で、それがエネルギー起源二酸化炭素排出削減に資するものであること、さらに案件の実現可能性やエネルギー起源二酸化炭素削減量等を主な採択の基準とします。

(2) 調査対象国

調査対象国は、開発途上国とします。特に JCM 署名国である、モンゴル、バングラディシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピンの 17 カ国を優先します。

3 応募の条件

- (1) 法人格を有していること
- (2) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (3) 日本の都市と海外都市の間に都市間連携協定及びこれに準ずるものが締結済みであること、又は締結を視野に入れて本事業に従事すること。
- (4) 対象国及び都市、地域における低炭素化に向けて制度基盤構築支援、低炭素プロジェクトの発掘・形成等の事業等を提案すること。
- (5) 日本の自治体、都市とコンソーシアムを組成し、支援対象となる都市と連携して取り組むこと。
- (6) 共同で実施する日本国内自治体及び、海外都市からの関心表明レターを取得すること。また海外都市からの関心表明レターは和訳を添付すること。それ以外のステークホルダー（将来、案件化した際に国際コンソーシアムのメンバーとなる予定の者）からも関心表明レターを入手していることが望ましい。

4 事業の対象費用

本事業では、環境省と業務委託契約を結ぶことにより事業を行います。契約金額（事業費用）の上限は応募調査 1 事業当たり以下のとおりと想定しています（採択件数は合計で 15 件程度を想定）。

- ・東南アジア地域（モンゴル、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、インドネシア、フィリピン、ラオス）：15 百万円（税込み）
- ・中東、南アジア（サウジアラビア、バングラディシュ、モルディブ、パラオ）：17 百万円（税込み）
- ・アフリカ地域、中米地域（ケニア、エチオピア、メキシコ、コスタリカ、チリ）：19 百万円（税込み）

調査事業の具体的な金額は応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

本事業は、応募内容をもとにした業務委託契約に基づいた事業を実施していただくものであり、具体的な対象費用は下記のとおりです。

経費の区分		内容	
直接 経費	人件費	応募事業実施のために必要な人件費に限る。	
	業務 費	賃金	応募事業を実施するのに必要な業務補助を行う補助員を雇用する賃金（会計など事務補助、事業執行の補助等の業務が対象）
		諸謝金	応募事業に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金、専門的知見や助言等に対する謝礼、調査等におけるモニター及び協力者への謝礼など。
		旅費	応募事業を実施するために直接必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うための旅費 <u>旅費は原則入国査証の取得手数料、交通費、宿泊費、日当とする。航空券等について、原則エコノミークラスとし、ビジネスチケットの手配は指定職以上に限る。</u>
		印刷製本費	応募事業の成果報告書、会議資料等の印刷、製本に要する経費。
		通信運搬費	応募事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費。
		借料及び損料	応募事業に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料等及び、応募事業に直接必要な機械器具等の借料及び損料、物品等使用料等。
		会議費	応募事業に直接必要な検討委員会等の会議に付随して支給した飲食物の類に要する費用。
		消耗品費	応募事業の実施に直接必要な消耗品（ <u>税込単価5万円未満の物品</u> ）の購入に直接要する経費のうち、当該事業のみに使用したものであることが証明できるもの。備品（税込単価5万円以上の物品）となるものはリースにより対応すること（リースによって導入した場合には、「借料及び損料」に計上する。）。ただし、5万円以上の物品であっても比較的長期（おおむね2年）の反復使用に耐えない物品、比較的長期の反復使用に耐えるが比較的破損しやすい物品及び2年を限度としてその用を足さなくなる物品は消耗品として計上する。
		雑役務費	通訳料・翻訳料等の役務外注費（間接的経費を含まない）、各種保守料、派遣会社を通じた事務員等に必要な経費など、応募事業の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費。
外注費	応募事業の一部を委託することに要する経費であって、他に		

		掲げられた経費以外のもの。 <u>※外注費は、人件費、業務費及び一般管理費の合計額の1/2以内とする。</u>
	その他経費	その他応募事業を行うために必要な経費で、環境省と協議を経て認められたもの。
間 接 経 費	一般管理費	直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めるものとします。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用。

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方式」（平成 28 年 10 月環境省大臣官房会計課）に準じます。
(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/itaku-keihisansyutu281003.pdf>)

積算に当たっては、下記の項目を漏れなく必ず折り込んで下さい。

① 成果物（報告書）

日本語版・英語版

日本語版・英語版は各 150 枚程度(含 ワークショップ資料)を想定。

(最終的な枚数の確定は、採択金額に従い環境省担当官と調整のうえ決定する。)

部数:日本語・英語紙媒体各 7 部、現地語紙媒体 1 部(環境省より指示のある場合)、
電子媒体 (DVD-R 等) 1 部

提出期限:平成 31 年 2 月 28 日 (木)

② 月次申告報告 (メールベース:下記項目を含み様式自由)

月次レベルの進捗の報告と今後の調査・イベント(ワークショップ等)予定

③ 国内打ち合わせ (進捗報告会等)

環境省を想定。4 回程度/年(契約締結時、3ヶ月毎)

④ 現地でのワークショップ

1 回程度/年 (旅費、会場代、資料準備代を費用計上しておくこと)

各案件採択後、調査に参加する国内自治体と海外都市の組合せが複数ある場合、
現地でのワークショップを合同で開催するよう要請します。

⑤ 環境省指定の会議での発表、及び調整対応等 (上記③④⑤を含まず)

1 回程度/年 (東京都内をを想定) ※具体的な場所は契約時に確定予定

⑥ MRV 案 (設備補助事業への申請を検討している場合)

MRV 案については、事業終了時点で環境省からの指示があれば JCM 合同委員会へ提案できるよう英文にてドラフトを準備し、最終報告書英語版に添付すること。

5 契約期間終了日

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

6 審査の実施

募集事業の審査は環境省において実施します。審査に当たっては必要に応じてヒアリングを実施します(会場は東京都内を予定しております。ヒアリング対象者には書面審査後個別に御連絡します。

前述の「2 公募対象事業」や「3 応募の条件」等を満たした応募内容について、以下の評価基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、契約候補案件とします。

なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合があります。

	評価基準	審査基準
1	低炭素社会実現のための都市間連携事業に対する理解度	・ 低炭素社会実現のための都市間連携事業について理解できているかについて評価する。
2	① 応募事業の実現可能性	・ 応募事業の実現可能性について評価する。
	② 応募事業の先進性	・ 応募事業の実現時の効果及び他地域への展開可能性が高く、先進性があると認められるかについて評価する。
	③ 都市間連携による裨益	・ 応募事業における都市間連携の活用が、対象都市の低炭素化の実現に寄与するものかどうかについて評価する。
	④ 出口戦略の具体性	・ 応募事業及び都市間連携の活用を通じて、どのような目標にどのような戦略でアプローチするかが明確であるかを評価する。
	⑤ 応募事業のステークホルダーの妥当性、信頼性(与信)	・ 想定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実施する場合のステークホルダーとして妥当かについて評価する。
	⑥ 応募事業のステークホルダーの関心	・ 想定されたステークホルダーが応募事業に興味関心があり、関心表明レターが取得されているかについて評価する。
	⑦ 応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性、その優位性	・ 応募事業で適用を想定する技術が本邦技術であり、優位性があるかについて評価する
	⑧ 応募事業の費用対効果	・ 応募事業の費用対効果は高いかについて評価する。 4,000 円/t-CO ₂ ・年以下であれば 20 点 4,001 円/t-CO ₂ ・年以上 5,000 円/t-CO ₂ ・年以下であれば 16 点 5,001 円/t-CO ₂ ・年以上 6,000 円/t-CO ₂ ・年以下であれば 12 点 6,001 円/t-CO ₂ ・年以上 7,000 円/t-CO ₂ ・年以下であれば 8 点 7,001 円/t-CO ₂ ・年以上 8,000 円/t-CO ₂ ・年以下であれば 4 点 8,001 円/t-CO ₂ ・年以上であれば 0 点とする。

	⑨ 応募事業の温室効果ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業を実施した場合、実施直後の温室効果ガス削減量が多いかについて評価する。 100,000t-CO2/年以上であれば20点とする。 50,000t-CO2/年以上、99,999t-CO2/年以下であれば16点 10,000t-CO2/年以上、49,999t-CO2/年以下であれば12点 5,000t-CO2/年以上、9,999t-CO2/年以下であれば8点 1,000t-CO2/年以上、4,999t-CO2/年以下であれば4点 999t-CO2/年以下であれば0点
	⑩ 応募事業者のプロジェクトへの参加有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業者（共同応募者含む）は、応募事業が実現する際にプロジェクトに参加する（除 MRV 方法論の策定・プロジェクト設計書（PDD）等の作成）企業であるかについて評価する。 参加企業であれば10点 参加企業でなければ0点とする。
3	① 配置予定の管理技術者の手持ち業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 1件以下あれば5点 2件あれば4点 3件あれば3点 4件あれば2点 5件あれば1点 6件以上あれば0点とする。
	② 配置予定の管理技術者の適性、及び	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。
4	過去における JCM 事業の採択実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記業務実績が1件以上あれば5点とする。
5	ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点（5点）する。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等（写）を添付すること。

6	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1段階目（※1） 2点 ・ 2段階目（※1） 4点 ・ 3段階目 5点 ・ 行動計画（※2） 1点 <p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。</p> <p>※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。</p> <p>次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くるみん認定 2点 ・ プラチナくるみん認定 4点 <p>若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p>
---	--------------------------------	--

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書（事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む）及び経費内訳書を作成すること（本事業に採択された場合には、環境省と業務委託契約を締結することとなります）。
- (2) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省と協議を行うこと。万一事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- (3) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力（国内外での成果発表会等への出席など）及び会計帳票の検査への協力（2回程度/年）をお願いする場合があります。
- (4) 採択事業者は応募事業の実施後、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を環境省に提出していただきます。環境省において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、環境省より費用をお支払いします。

8 応募の方法

(1) 応募書類の書式 (応募様式)

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。

- ・ 受領証 (応募者控・環境省控)

(注) 法人名・代表者名のみ記入して、各 1 部提出すること

郵送にて提出する場合は適切な金額の切手を貼り、返信用住所を記載した封筒を同封すること

下記の書類に関しては、仕切り紙を入れ、タブを付し、タブに資料内容を記載するようお願いいたします。

- ・ 応募様式 (別添 1)

- ・ 調査事業概要 パワーポイント (様式自由、和文、英文 A 4 各 1 枚)

応募事業の内容、調査の対象となる低炭素プロジェクト、海外都市支援の取組を明確にすること。

- ・ 日本の自治体と海外の都市間の支援・協力・案件調査等と支援先の全体像 (含 将来の事業)、応募事業の位置づけ パワーポイント (様式自由、和文・英文 A 4 各 1 枚)

日本の自治体と海外都市との支援・協力・案件調査等の全体像を示し、応募事業が全体のうちどこに位置づけられているか明確にすること。

- ・ 経費内訳書 (別添 2)

- ・ 応募事業概要書 (別添 4) (注) 日本語版・英語版ともに記載して提出すること

- ・ 団体概要 (様式任意)

(注) 複数の者が共同で応募を行う場合は、各々について、その会社概要がわかる資料を提出すること。

- ・ 業務実績 (様式任意)

- ・ 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況 (コピー可)

- ・ 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (コピー可)

- ・ ステークホルダーからの応募事業への関心表明レター及びその和訳 (コピー可)

- ・ Project Idea Note for the Study (別添 5)

応募された事業の概要をパートナー国と情報共有するために、英文で最大 3 ページまでで作成いただくものです。本様式は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該パートナー国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承ください。また、パートナー国から本様式について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがあります。

(2) 応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限 (12:00~13:00 の間は除く) までに、持参又は郵送によって (電子メールによる提出は受け付けません)、環境省へ提出してください。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「平成 30 年度低炭素社会

実現のための都市間連携事業」と明記してください。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によってください。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館3階
環境省地球環境局国際連携課国際協力室 担当：佐井、伊藤

TEL:03-3581-3351 (代表) 内線：6708

FAX:03-3581-3423

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

各書類について、正本1部・副本5部を提出してください。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を1部提出してください（電子媒体にも、案件名・応募者名を必ず記載してください）。

- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。
- ・また、Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものを提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は審査の対象となりませんので御注意ください。

(4) 応募期間

平成30年2月16日（金）～平成30年3月9日（金）17時必着
（12:00～13:00の時間は応募書類の受付は行わない）

9 公募説明会について

公募に際して、以下のとおり説明会を開催します。

- (1) 日 時：平成30年2月27日（火）16時15分～
- (2) 場 所：東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 経済産業省別館1階114会議室

※1 会場の都合上参加は1社1名とし、参加者は名刺を提出及び説明会出席確認メール（※5参照）コピーの提示をお願いいたします。

※2 説明会開催時間は会場の都合上1時間とする。

※3 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）のないものは、説明

会までに、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）申請書を提出し、申請書のコピーを持参・提出すること。環境省競争参加資格（全省庁統一資格）入手次第コピーを提出すること。

※4 本会場にて、公募に関する資料の交付は行いません。

※5 公募説明会に参加を希望される方は、電子メールの件名に「平成30年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募説明会参加申込み」と記入の上、[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]参加者氏名（1社1名まで）[4]連絡先電話番号、[5]連絡先E-mailアドレス（説明会時の質疑応答）を記載の上、平成30年2月26日（月）15:00までに下記参加申込受付メールアドレスへお申し込みください。説明会出席確認メールをご送付致します。

※参加申込受付メールアドレス：chikyu-kyoryoku@env.go.jp

10 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

環境省地球環境局国際連携課国際協力室

E-Mail：chikyu-kyoryoku@env.go.jp

○受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません）。電子メールの件名は、「平成30年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募に関する問合せ」とし、ご質問と[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]担当者氏名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先電子メールアドレスを記載ください。

○受付期間

平成30年2月28日（水）17時まで

○回答

平成30年3月2日（金）17時までに、説明会参加者に対し電子メールにより行います。

11 公募のスケジュール

公募開始	平成30年2月16日（金）	
公募説明会	平成30年2月27日（火）	16時15分
質問受付	平成30年2月28日（水）	17時まで
回答	平成30年3月2日（金）	17時まで
応募書類提出	平成30年3月9日（金）	17時必着
ヒアリング	必要に応じて別途連絡	
選考結果通知	平成30年4月上旬頃	
	（予定）	

1 2 業務委託契約について

(1) 業務委託契約の締結

環境省は、採択された団体内で主たる業務を行う者を代表者とし代表者1社との間で業務委託契約を締結します。複数の者での共同実施を行う場合は、代表者と共同実施者との協定書もあわせて提出いただきます。

(2) 確定検査への対応及び支払金額の確定方法について

支払金額は委託契約書において定められる上限額と委託業務に要した実費のうち低い額を支払金額として確定します。委託業務に要する費用を証明する書類の提出を環境省の求めに応じて遅滞なく提出する必要があります。なお、当該書類の提出は委託業務実施中にも求める予定です。

支払対象に関し、環境省から代表者の御担当者へ確定検査受検に関する要領をお渡しいたします。主要な事項は以下のとおりです。

- ① 人件費については、当該業務に従事した時間を証明する書類を作成していただきます。
- ② 一般管理費を、直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めます。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用いたします。
- ③ 支払対象に認められる費目には制限があります。

(3) 支払金額に関する注意事項

- ① 採択された事業を中止した場合、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- ② 環境省の確定検査に合格しなかった場合は、既に支払いを行った委託費の全額又は一部の額について、環境省の指示に従って返還しなければならない場合があります。

1 3 その他

- (1) 環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承ください。
- (3) 応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とします。
- (4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。
- (5) 応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を御提出ください。